

堺市公報 第37号	平成30年 9月14日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市博物館観覧料等に関する規則の一部を改正する規則 【文化観光局博物館学芸課】	3
○堺市立みはら歴史博物館使用料等規則の一部を改正する規則 【文化観光局博物館みはら歴史博物館】	10
○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 【健康福祉局障害福祉部障害者支援課】	10
<告示>	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査書の縦覧について 【環境局環境事業部環境施設課】	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	18
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	21
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	23
○民生委員の定数について	
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	24
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	24
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	26
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	26
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	27
○堺市流域関連公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について	
【上下水道局経営企画室】	27

○堺市流域関連公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について
【上下水道局経営企画室】……………28

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】……………29

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部施設課】……………30

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部施設課】……………31

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について
【教育委員会事務局学校管理部施設課】……………32

<消防局公告>

○指定催しの指定について
【消防局予防部予防査察課】……………33

規 則

堺市博物館観覧料等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

堺市規則第79号

堺市博物館観覧料等に関する規則の一部を改正する規則

堺市博物館観覧料等に関する規則（昭和55年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第4条第2項」を「、第4条第2項、第5条及び第6条」に改める。

第4条を第6条とする。

第3条第2項中「者は観覧料（特別観覧料）還付申請書（様式第1号）」を「者にあつては堺市博物館観覧料（特別観覧料）還付申請書（様式第3号）」に、「者は特別利用料還付申請書（様式第2号）」を「者にあつては堺市博物館特別利用料還付申請書（様式第4号）」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（観覧料又は特別観覧料の減免）

第3条 条例第5条の規定により観覧料若しくは特別観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は中学校（特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）の児童又は生徒及び本市の区域内に住所を有する児童又は生徒並びにこれらを引率する教職員（当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が、教育上の目的で観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する施設の児童及びこれらを引率する教職員（当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が、教育上の目的で観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(3) 学校教育法第1条に規定する幼稚園の幼児を引率する教職員（当該幼児が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が、教育上の目的で観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(5) 療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定により本市が援助を行っている老人クラブの構成員である者が、教養の向上の目的で当該老人クラブの活動として観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(8) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(9) 大阪府の区域内にある学校教育法第1条に規定する大学、同法第108条第2項に規定する短期大学又は同法第124条に規定する専修学校に在籍する留学生が観覧するとき。 観覧料又は特別観覧料の全額

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長において公益上特別の理由があると認める者が観覧するとき。 市長が必要と認める額
(減免申請)

第4条 条例第5条の規定により観覧料又は特別観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市博物館観覧料（特別観覧料）減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第1号に規定する児童又は生徒は、教職員の引率のもとに観覧する場合を除き、堺市博物館小中学生観覧申込書（様式第2号）を市長に提出することにより、前項の申

請書の提出に代えることができる。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める証明書類を博物館の窓口において提示することにより、第1項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 前条第4号に規定する者 身体障害者手帳

(2) 前条第5号に規定する者 療育手帳

(3) 前条第6号に規定する者 精神障害者保健福祉手帳

(4) 前条第8号に規定する者 本市の区域内に住所を有すること及び年齢を確認することができる書類（公的機関が発行するものに限る。）

(5) 前条第9号に規定する者 公益財団法人大阪府国際交流財団又は公益財団法人大阪国際交流センターが発行する留学生特別入場証

様式を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

堺市博物館観覧料（特別観覧料）減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

㊟

電話番号

堺市博物館観覧料（特別観覧料）の減免を受けたいので、堺市博物館観覧料等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

観覧予定日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
実施責任者	氏名（連絡先）
免除対象人数	人（内 引率者 人）
免除理由	堺市博物館観覧料等に関する規則第3条第 号の規定による
備考	

注意 申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第4条関係）

堺市博物館小中学生観覧申込書

年 月 日

堺市長 殿

堺市博物館観覧料等に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり観覧を申し込みます。

観覧日	年 月 日
学校名 学 年	
氏 名	
住 所	

様式第3号（第5条関係）

堺市博物館観覧料（特別観覧料）還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

⑩

電 話 番 号

堺市博物館観覧料（特別観覧料）の還付を受けたいので、堺市博物館観覧料等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

還付の理由	
既納の観覧料 （特別観覧料）	
還付申請金額	
備 考	

注意 申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第4号（第5条関係）

堺市博物館特別利用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

⑩

電 話 番 号

堺市博物館特別利用料の還付を受けたいので、堺市博物館観覧料等に関する規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
還 付 の 理 由	
既納の特別利用料	
還 付 申 請 金 額	
備 考	

注意 申請者の氏名を本人が自署する場合は、押印を省略することができます。



堺市立みはら歴史博物館使用料等規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

堺市規則第80号

堺市立みはら歴史博物館使用料等規則の一部を改正する規則

堺市立みはら歴史博物館使用料等規則（平成17年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号イ中「前号」を「ア」に改め、同条第2項中「者は」を「者にあつては」に改める。

別表第1中

「

常設展	中学生以下の者、65歳以上の者又は障害者
	上記以外の者

を

」

「

常設展	中学生以下の者、65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。以下同じ。）又は障害者
	上記以外の者

に改め、

」

同表の備考第1号中「の規定により交付された身体障害者手帳」を「の規定による身体障害者手帳の交付」に、「の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳」を「の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付」に、「の規程により交付された療育手帳を有する」を「等の規程による療育手帳の交付を受けている」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。



堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月14日

堺市長 竹 山 修 身

堺市規則第81号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

第27条中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

第29条第2項中「補装具費却下決定通知書」を「補装具費支給却下決定通知書」に改める。

様式目次の37の項を次のように改める。

37	補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書	27	
----	----------------------	----	--

様式目次の41の項中「補装具費却下決定通知書」を「補装具費支給却下決定通知書」に改める。

様式第27号、様式第28号、様式第33号及び様式第34号中「市長に」を「堺市長に」に改める。

様式第37号中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に、「（購入・修理）」を「（購入・借受け・修理）」に、

「購入・修理を受ける補装具名」を「購入・借受け・修理を受ける補装具名」に改める。

様式第38号から様式第40号までを次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第41号中「市長に」を「堺市長に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

様式第38号

調 査 書 (補 装 具)

[者 ・ 児]

申請年月日			申請者氏名			
申請の種類	購入(借受けの意向 有 ・ 無) ・ 借受け ・ 修理					
対象者	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日			性別		電話番号
世帯員の状況	氏名	年 齢	対象者との続柄	課税状況		備 考
				課税区分	市民税所得割	
					非課税・課税	
					非課税・課税	
					非課税・課税	
					非課税・課税	
					非課税・課税	
					非課税・課税	
非課税世帯	所 得	障害年金		手 当	合 計	
所得区分	生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上					
基 準 額	見 積 額		利用者負担額		公費負担額	
月 額 負 担 上 限 額						
用 具 名	基 準 額	見 積 額	利用者負担額	公費負担額		
合 計						
上記のとおり確認しました。						
年 月 日						
調査者						㊤

注意 所得区分の欄において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯については、生活保護の区分となります。

様式第39号

補装具費支給決定通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった補装具費の支給については、次のように決定したので通知します。

対象者	住所			
	フリガナ 氏名			
	生年月日	年 月 日		
支給番号		支給決定日		年 月 日
決定内容		購入・借受け・修理	借受け期間	年 月 日～ 年 月 日
補装具の名称				
完成用部品名称				
補装具業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額
			合計額	(合計額)
月額負担上限額		月額 (借受けの場合)	(初月)	
			(中間月)	
			(最終月)	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第40号

補 装 具 費 支 給 券

[者 ・ 児]

支給番号		支給決定日	年	月	日
購入・借受け ・修理の別	購入 ・ 借受け ・ 修理				
借受け期間 (借受けの場合)	年	月	日	～	年 月 日
氏 名		生年月日	年	月	日
住 所					
保護者氏名				続柄	
補装具の名称			完成用部品名称		
修理部位					
処 方					
補装具 業 者	名 称				
	所在地				
	電話番号				
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
月額負担上限額					
上記のとおり決定する。					
		年	月	日	印
適合判定	判 定 年月日	年	月	日	判定員 職氏名 ㊟
受領	受 領 年月日	年	月	日	受領者 氏 名 ㊟
返却 確認	返却日	年	月	日	業者名 ㊟
					申請者 氏 名 ㊟
補装具業者 記 入 欄	上記利用者負担額を受領しました。				㊟
					年 月 日
補装具費の請求及び受領に関し、上記補装具業者に委任します。					
					㊟
年 月 日					

告 示

堺市告示第310号

南部処理場の浸出水の排出接続先の変更について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第9項において準用する同条第2項の規定に基づき、周辺環境の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を公衆の縦覧に供するので、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）第28条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 施設の名称
南部処理場
- 2 施設の設置の場所
堺市南区畑1344番地
- 3 施設の種類
一般廃棄物の最終処分場
- 4 施設において処理する一般廃棄物の種類
焼却灰、し尿処理汚泥、下水処理汚泥、不燃廃棄物
- 5 施設の処理能力
 - (1) 埋立処分の用に供される場所の面積
124,120㎡（4か所の最終処分場の合計）
 - (2) 埋立容量
1,220,000㎥（4か所の最終処分場の合計）
- 6 生活環境影響調査書等を縦覧に供する場所、期間及び時間
 - (1) 場所
堺市環境局環境事業部環境施設課（堺市役所高層館20階）

市政情報センター（堺市役所高層館3階）
 南区役所市政情報コーナー（南区役所1階）

(2) 期間

平成30年9月14日（金）から平成30年10月15日（月）まで
 ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する
 休日を除く。

(3) 時間

環境施設課
 午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで
 市政情報センター
 午前9時から午後5時30分まで
 南区役所市政情報コーナー
 午前9時から午後5時15分まで

7 担当部課名

環境局環境事業部環境施設課

堺市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
和クリニック	堺市北区長曾根町1249	平成30年8月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
きたのだ薬局	堺市東区南野田131-4	平成30年8月1日
サエラ薬局上野芝店	堺市西区上野芝町2-3-18 1階	平成30年8月1日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
植木訪問看護ステーション	堺市北区中百舌鳥町1-8-1	平成30年6月1日

堺市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 歯科

名称	所在地	廃止年月日
スマイルデンタルクリニック堺分院	堺市中区新家町589-1	平成30年7月31日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
北野田ファーマライズ薬局	堺市東区北野田538-2	平成30年7月31日

堺市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 訪問看護

名称	所在地	休止年月日
たなごころ訪問看護ステーション	堺市中区深井清水町3832 3F	平成30年5月1日

堺市告示314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
街かど訪問看護ステーション	ハートフルサンク訪問看護ステーション	堺市南区桃山台3-1-3	平成30年2月1日

堺市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人良秀会 泉北藤井病院	堺市南区泉田中3100-19	平成30年7月1日

堺市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人光誠会 スマイルデンタルクリニック堺分院	堺市中区新家町589-1	平成30年7月31日
居宅療養管理指導	医療法人光誠会 スマイルデンタルクリニック堺分院	堺市中区新家町589-1	平成30年7月31日
居宅療養管理指導	湖南堂薬局	堺市堺区七道西町12-11 大林フローラ堺1-111	平成27年6月30日
介護予防居宅療養管理指導	コアラ薬局	堺市南区原山台2-2-1	平成28年9月30日
居宅療養管理指導	コアラ薬局	堺市南区原山台2-2-1	平成28年9月30日
訪問介護	ハイジ	堺市堺区翁橋町1-3-3 ダイケンビル	平成30年5月31日
居宅介護支援	ケアプランセンター銀座薬局	堺市堺区北瓦町2-1-27	平成30年6月30日
特定介護予防福祉用具販売	笑顔工房	堺市堺区旭ヶ丘中町1-5-20	平成22年11月30日
特定福祉用具販売	笑顔工房	堺市堺区旭ヶ丘中町1-5-20	平成22年11月30日
介護予防福祉用具貸与	笑顔工房	堺市堺区旭ヶ丘中町1-5-20	平成22年11月30日
福祉用具貸与	笑顔工房	堺市堺区旭ヶ丘中町1-5-20	平成22年11月30日
訪問介護	きずな堺介護所	堺市堺区永代町6-1-18	平成30年6月30日
訪問介護	ヘルパーステーションタバエ	堺市堺区緑町2-102	平成30年7月31日
居宅介護支援	ケアプランセンター・オリーブの木	堺市中区土師町1-17-38 -102	平成30年7月31日

堺市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	街かど訪問看護ステーション	ハートフルサンク訪問看護ステーション	堺市南区桃山台3-1-3	平成30年2月1日
訪問看護	街かど訪問看護ステーション	ハートフルサンク訪問看護ステーション	堺市南区桃山台3-1-3	平成30年2月1日

堺市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹 山 修 身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問サービス	ケアステーションオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
訪問介護	ケアステーションオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
特定介護予防福祉用具販売	レンタルケアオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
特定福祉用具販売	レンタルケアオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
介護予防福祉用具貸与	レンタルケアオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
福祉用具貸与	レンタルケアオビッグ	堺市北区百舌鳥梅町3-22-6プレステージ中百舌鳥101	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	平成30年8月8日
介護予防訪問サービス	ケアステーションロコ	堺市北区長曾根町130-42さかい新事業創造センターS-Cube328号室	堺市北区長曾根町130-42さかい新事業創造センターS-Cube320号室	平成30年7月1日
訪問介護	ケアステーションロコ	堺市北区長曾根町130-42さかい新事業創造センターS-Cube328号室	堺市北区長曾根町130-42さかい新事業創造センターS-Cube320号室	平成30年7月1日
居宅介護支援	植木ケアプランセンター	堺市北区中百舌鳥町1-8-1	堺市北区黒土町3001-4-2	平成30年7月17日

堺市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山西 広行	かいてきや鍼灸治療院	堺市北区中百舌鳥町2-42-303	平成30年7月1日
和久 英人	同仁会 耳原鍼灸院	堺市堺区旭ヶ丘中町2-1-7 2階	平成30年8月1日

堺市告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
和久 英人	同仁会 耳原鍼灸院	堺市堺区旭ヶ丘北町1-5-24	平成30年7月31日

堺市告示第321号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 堺市の民生委員の定数を1,164人とする。

堺市告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
MMR 泉株式会社	居宅介護	訪問介護ステーションめぐみ	大阪府堺市堺区春日通四丁23番21号	平成30年9月1日
MMR 泉株式会社	重度訪問介護	訪問介護ステーションめぐみ	大阪府堺市堺区春日通四丁23番21号	平成30年9月1日
MMR 泉株式会社	同行援護	訪問介護ステーションめぐみ	大阪府堺市堺区春日通四丁23番21号	平成30年9月1日
シャローム 株式会社	居宅介護	晴れる家1号館ヘルパーステーション	大阪府堺市中区土塔町2044-60	平成30年9月1日

シャローム 株式会社	重度訪問介護	晴れる家1号館 ヘルパーステーション	大阪府堺市中区土塔 町2044-60	平成30年9 月1日
シャローム 株式会社	居宅介護	晴れる家2号館 ヘルパーステーション	大阪府堺市中区平井 533-1	平成30年9 月1日
シャローム 株式会社	重度訪問介護	晴れる家2号館 ヘルパーステーション	大阪府堺市中区平井 533-1	平成30年9 月1日
株式会社 アニスト	居宅介護	アニストヘルパー ステーション 堺北	大阪府堺市北区東雲 東町四丁1番27	平成30年9 月1日
株式会社 アニスト	重度訪問介護	アニストヘルパー ステーション 堺北	大阪府堺市北区東雲 東町四丁1番27	平成30年9 月1日
一般社団法人 ゆめファミリー	居宅介護	まかな	大阪府堺市東区北野 田541番地59	平成30年9 月1日
株式会社 イク コ・カンパニー	共同生活援助	げんじの里	大阪府堺市南区原山 台五丁9-5 クロ スモールB館1F(保 険わぁーど内)	平成30年9 月1日
株式会社 ケア センターつばめ	居宅介護	ヘルパーステー ションつばめ	大阪府堺市南区片蔵 1449番地343	平成30年9 月1日
株式会社 ケア センターつばめ	重度訪問介護	ヘルパーステー ションつばめ	大阪府堺市南区片蔵 1449番地343	平成30年9 月1日
株式会社 ケア センターつばめ	同行援護	ヘルパーステー ションつばめ	大阪府堺市南区片蔵 1449番地343	平成30年9 月1日
株式会社 ティ ーエヌコーポレ ーション	居宅介護	ヘルパーステー ションふたば	大阪府堺市中区東八 田24-5	平成30年9 月1日
株式会社 ティ ーエヌコーポレ ーション	重度訪問介護	ヘルパーステー ションふたば	大阪府堺市中区東八 田24-5	平成30年9 月1日
株式会社 ニチ イ学館	共生型生活介 護	ニチイケアセン ター津久野	大阪府堺市堺区神石 市之町16番25号 FOCTファーストビル	平成30年9 月1日

特定非営利活動 法人 菜の花	生活介護	なのはな	大阪府堺市堺区西湊 町六丁2番6号101 号	平成30年9 月1日
-------------------	------	------	------------------------------	---------------

堺市告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
MMR 泉株式会社	計画相談支援	泉介護支援センター	大阪府堺市堺区香ヶ丘 町二丁6番3号	平成30年9 月1日

公 告

堺市公告第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
南区和田東317番1及び317番3から317番9まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市南区檜尾567番地の1
南洲興産株式会社
代表取締役 中原 匡盛

~~~~~

堺市公告第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
東区日置荘原寺町461番45から461番49まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号  
有限会社栄和地所  
代表取締役 片岡 富信

~~~~~

堺市公告第581号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 工事の完成の予定年月日の変更

完成の予定年月日	既計画	平成31年3月31日
	今回計画	平成33年3月31日

2 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎5階 経営企画室
 所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2
 連絡先 072-250-9121

3 縦覧期間

平成30年9月15日から平成30年9月28日まで
 (午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第582号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において当該公告の日の翌日から14日間公衆の縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

1 予定処理区域の変更

今池処理区において、新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

	既計画	今回計画	増減
処理区域面積 (ha)	3,061.90	3,064.75	2.85

2 雨水管渠^{きよ}計画の変更

雨水管渠^{きよ}計画の見直しに伴い、主要な管渠^{きよ}の能力の変更を行う。

- 3 工事の完成の予定年月日の変更
- | | | |
|----------|------|------------|
| 完成の予定年月日 | 既計画 | 平成31年3月31日 |
| | 今回計画 | 平成33年3月31日 |

- 4 縦覧場所
- 堺市上下水道局本庁舎5階 経営企画室
- 所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2
- 連絡先 072-250-9121

- 5 縦覧期間
- 平成30年9月15日から平成30年9月28日まで
- (午前9時から午後5時30分まで)

堺市公告第583号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立学校園OTR（オンラインタイムレコーダ）等関係機器賃貸借（リース）契約一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月25日

- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田 彰久
大阪府中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
¥616,356- (月額当たりの税込単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年6月8日

~~~~~

堺市公告第584号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立三宝小学校外43校で使用する電力の供給  
予定使用電力量 7,174,800kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月18日

- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹  
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥7,439,405－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年6月1日

堺市公告第585号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市立八田荘小学校外46校で使用する電力の供給  
予定使用電力量 6,278,800kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月18日

- 4 落札者の氏名及び住所  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹  
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額  
¥6,639,782- (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年6月1日

~~~~~

堺市公告第586号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月14日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
堺市立東三国丘小学校外45校園で使用する電力の供給
予定使用電力量 6,626,300kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局学校管理部施設課
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所

関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹
大阪市北区中之島3丁目6番16号

- 5 落札金額
¥6,916,340－（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年6月1日

消防局公告

堺市消防局公告第3号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年9月14日

堺市消防長 松本文雄

催しの名称	大鳥地車祭の為の出店
開催場所	堺市西区鳳北町1-1-2 大鳥大社境内
開催期間	平成30年10月6日（土）～平成30年10月7日（日）

